

防大総総第891号
防大術セ第891号
19. 12. 21

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

総 務 部 長
学術情報センター長

防衛大学校における業務用データに含まれる情報について（通知）

標記について、下記のとおり整理をしたので業務の参考にされたい。
なお、次に掲げる通知は、平成19年12月31日限り廃止する。

- 1 職場における私有パソコンの取扱いについて（防大総総第419号。18. 6. 5）
- 2 防衛大学校の情報セキュリティに関する相談窓口の設置について（防大総総第452号。18. 6. 16）
- 3 市ヶ谷連絡室の電子計算機取扱要領について（防大総総第17号。19. 1. 16）
- 4 学生の居住区画への私有パソコンの持込み及び持出し時における情報流出防止措置について（防大総総第159号、防大術セ第159号。19. 3. 12）

記

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第2条第9号に定める業務用データには、次に掲げるものが含まれる。



保存期間：30年
分類番号：A-A2-A22

- 1 秘密電子計算機情報 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第14条に定める秘密電子計算機情報をいう。
- 2 防衛秘密電子計算機情報 防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号）第13条に定める防衛秘密電子計算機情報をいう。
- 3 特別防衛秘密電子計算機情報 特別防衛秘密に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第13条に定める特別防衛秘密電子計算機情報をいう。
- 4 注意電子計算機情報 取扱い上注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27）第2章第8第1項に定める注意電子計算機情報で以下に掲げる情報
 - (1) 人事業務に係る情報
 - (2) 会計業務に係る情報
 - (3) 武器等の管理等に係る情報
 - (4) 学生の試験（入学試験を含む。）に係る情報
 - (5) 学生の成績に係る情報
 - (6) 学生の訓練に必要な試験に係る情報
 - (7) 電子計算機システム等に係る事項
 - (8) その他取扱い上の注意を要する情報
- 5 保有個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に定める保有個人情報が記録されている電子計算機情報をいう。
- 6 その他一般に公表することを前提としない情報であって部外の者に知られることにより業務に影響を与えるおそれがある情報（以下に掲げる情報であって、部外の者に知られることにより業務に影響を与えるおそれのない情報は含まない。）
 - (1) 教官の学術研究（論文等）に係る情報
 - (2) 学生の教育に係る情報
 - (3) 課外講演等に係る情報
 - (4) 教官総覧等の部外へ配布される図書等に係る情報
 - (5) ホームページ等で公表された情報
 - (6) 広報（学生の募集に係るものを含む。）を目的として公表された又は公表を前提とした情報
 - (7) その他一般に公表されている情報及び公表を前提とした情報（ただし、公表時以前に知られることで業務に影響を与えるおそれのあるものを除く。）
 - (8) 公表を前提としない情報であって部外の者に知られることにより業務に影響を与えるおそれのない情報

配布区分：理工学研究科教務主事、総合安全保障研究科教務主事、各課長、図書館事務長、学術情報センター事務長、各教育室長、各学科長、安全保障・危機管理センター長、総括首席指導教官、各首席指導教官